

第 6 次三春町長期計画

第6次三春町長期計画体系図	P.1
はじめに	P.2
1. 背景	P.2
2. 目的と役割	P.2
3. 構成及び期間	P.2
4. 将来の見通し	P.3
(1) 人口	
(2) 財政	
(3) これからの三春町の10年	

第1編 基本構想

<u>第1章 基本理念</u>	P.7
1. 安全安心なまち	P.7
2. 自主自立のまち	P.7
3. 継続発展するまち	P.7
<u>第2章 まちづくりの目標</u>	P.8
1. だれもが暮らしやすいまちづくり	P.8
2. 夢をもち豊かな心が育つまちづくり	P.10
3. 元気で健やかに暮らせるまちづくり	P.12
4. みんなで築くつながりのあるまちづくり	P.14
5. 地域の特性と資源を活かした活力あるまちづくり	P.15

第2編 基本計画

基本計画の考え方について	P.18
<u>第1章 だれもが暮らしやすいまちづくり</u>	P.19
防災・災害対策	P.19
交通安全・防犯対策	P.20
上下水道の整備	P.21
道路・交通網の整備	P.22
情報通信基盤の整備	P.24
住環境の整備	P.24
田園生活空間の提供	P.25
魅力ある市街地の形成	P.26

第2章	夢をもち豊かな心が育つまちづくり	P.27
	子育て支援	P.27
	幼児教育の充実	P.28
	学校教育の充実	P.28
	校外学習の充実	P.30
	青少年の健全育成	P.31
	文化・生涯学習・交流の推進	P.31
	スポーツの振興	P.32
	男女共同参画の推進	P.33
第3章	元気で健やかに暮らせるまちづくり	P.34
	健康づくりの推進	P.34
	地域医療の充実	P.35
	地域福祉・社会福祉の充実	P.37
	高齢者福祉の充実	P.38
	障がい者福祉の充実	P.40
第4章	みんなで築くつながりのあるまちづくり	P.42
	協働によるまちづくり	P.42
	ボランティア活動への支援	P.42
	情報の共有化	P.43
	広域行政の推進	P.45
第5章	地域の特性と資源を活かした活力あるまちづくり	P.46
	農林業の振興	P.46
	工業の振興	P.47
	商業の振興	P.48
	観光の振興	P.49
	環境・リサイクルへの配慮	P.50
	歴史・文化の継承	P.51
	良好な景観の形成	P.51
	土地利用の検討	P.52
第6章	計画実現のために	P.53
	資料編	P.54

第6次三春町長期計画体系図

基本理念 安全安心なまち
自主自立のまち
継続発展するまち

まちづくりの目標	まちづくりの施策(基本計画)	施策の体系	
1. だれもが暮らしやすいまちづくり	防災・災害対策	災害に強い地域づくり 災害に対する備えの充実 桜川河川改修事業	
	交通安全・防犯対策	交通安全対策 防犯対策	
	上下水道の整備	水の安全・安定供給 上水道の整備 公共下水道の整備 浄化槽の整備	
	道路・交通網の整備	幹線道路の整備 生活道路の整備 都市計画道路の整備 公共交通システムの構築	
	情報通信基盤の整備	高速インターネット利用可能地域の拡大 携帯電話の不通話地域の解消	
	住環境の整備	ゆとりある住まいづくり 住環境の整備 町営住宅管理事業	
	田園生活空間の提供	田園環境の保全 UJターン推進事業	
	魅力ある市街地の形成	中心市街地活性化事業	
	2. 夢をもち豊かな心が育つまちづくり	子育て支援	子育て支援の充実 乳幼児医療費の助成 乳幼児育成支援事業
		幼児教育の充実	幼稚園・保育所の一元化の推進 ニーズに対応した幼稚園・保育所の運営
学校教育の充実		学校教育の充実 小・中学校の再編(統廃合)と跡地(施設)利用の検討 学校・地域における子どもの安全対策	
校外学習の充実		児童館活動の充実 地域子ども教室の実施	
青少年の健全育成		青少年問題協議会の充実 児童相談・要保護児童対策	
文化・生涯学習・交流の推進		生涯学習事業の推進 交流館事業の推進 国際交流事業の推進 町内外の交流の推進	
スポーツの振興		総合型地域スポーツクラブの設立 体育施設の適切な管理運営	
男女共同参画の推進		男女共同参画条例・男女共同参画プランの策定	

子どもからお年寄りまで誇りと愛着の持てる安全で安心なまちづくりを進めます。

子育てや交流活動などの支援を通して一人ひとりがいきいきとしたまちづくりを進めます。

将来像 豊かな自然の恵みや歴史と文化を守り伝え、協働により発展しつづける町

まちづくりの目標	まちづくりの施策(基本計画)	施策の体系	
3. 元気で健やかに暮らせるまちづくり	健康づくりの推進	訪問・健康教育の充実 健康づくりの推進 受診しやすい検診体制づくり 介護予防の推進 食生活改善への支援	
	地域医療の充実	町立三春病院設置事業 保健・福祉・医療の連携強化 国民健康保険事業の推進 老人医療費の適正化対策	
	地域福祉・社会福祉の充実	社会福祉協議会への支援 民生児童委員への支援 まちづくり協会保健福祉部会との連携強化 福祉団体等の育成	
	高齢者福祉の充実	敬老園改修と運営の見直し 在宅福祉サービスの充実 介護サービスの充実 敬老会の充実 高齢者の生きがいづくり	
	障がい者福祉の充実	障がい者自立支援対策 障がい者のための給付・サービス事業の充実 障がい者福祉団体への支援	
	4. みんなで築くつながりあるまちづくり	協働によるまちづくり	まちづくりへの参画の推進 参加する仕組みづくり
		ボランティア活動への支援	まちづくり協会活動への支援 ボランティア活動への支援
		情報の共有化	積極的な情報の公開 広報の充実 情報通信技術の活用 防災行政無線の受信状況の改善
		広域行政の推進	広域行政の推進 国・県との連携強化
	5. 地域の特性と資源を活かした活力あるまちづくり	農林業の振興	農業経営基盤の強化 地産地消の推進 環境保全型農業の推進 森林資源の活用
工業の振興		積極的な企業誘致 立地企業への支援	
商業の振興		魅力的な商店街の形成 担い手への支援	
観光の振興		通年型観光の推進 観光PR活動の推進	
環境・リサイクルへの配慮		循環型社会形成の推進 省エネルギー・自然エネルギー取組みの推進 環境美化意識の向上	
歴史・文化の継承		歴史的・文化的資源の活用 伝統文化の継承	
良好な景観の形成		景観計画の策定	
土地利用の検討		地域で進める総合的な土地利用計画事業	

保健・福祉・医療の充実により長く健康で暮らせるまちづくりを進めます。

人と人との結びつきを大切にし協働によるまちづくりを進めます。

産業資源を有効に活用し魅力的で活力のあるまちづくりを進めます。

はじめに

1. 背景

(1) 第5次長期計画のまちづくり

大量生産・大量消費が見直され、経済発展をひたすら追い求める時代から、心の豊かさや生活の質の向上が大切にされる時代に移り変わってきました。

第5次長期計画では、「経済開発の視点」からではなく、「生活の視点」でまちづくりを考えるべきとして、「生活提案型のまちづくり」を基本理念として、各種プロジェクトを推進するとともに、「ほんとうの豊かさ」とは何かということを問題提起し、まちづくりを進めてきました。

(2) 時代の変化

成長期社会から心の豊かさや生活の質の向上を大切にする成熟社会への移り変わりの中、町を取り巻く環境も大きく変化しています。

依然とした経済の長期低迷の中、国・地方を通じた厳しい財政状況にあります。地方分権の進展により、国に集中している権限や財源が県や市町村に移り、地域の実情やニーズに合った個性的で多様な行政を展開することができるようになってきています。

少子高齢化の急激な進行や人口減少問題は、三春町のみならず、日本の社会全体に大きな影響を及ぼす問題の一つとして認識されるようになってきました。

このような状況を踏まえ、あらためて三春町の現状や課題を捉えた第6次長期計画を策定します。

2. 目的と役割

この計画は、三春町の目指すべき姿を長期的な視点で見据え、これからのまちづくりを計画的、体系的に進めていくための指針となるものです。したがってこの計画に基づき、具体的な事業計画等を作成、見直すこととなります。

町を目指す方向を町民と共有することが、協働によるまちづくりを実現する上での前提条件となります。この計画に対する理解と認識が深まり、それぞれの役割を果たすことが、まちづくりの大きな推進力となります。

また、さまざまな施策や事業を効果的、効率的に進めるためには、国、県、近隣市町村との連携と協力が必要であり、そのために、三春町が目指すまちづくりの姿勢を明らかにすることは重要であると考えます。

3. 構成及び期間

第6次長期計画は、基本構想と基本計画で構成します。

(1) 基本構想

町を取り巻く社会状況の変化や課題を踏まえ、地方自治法に示されているように、議会の議決を経て町の将来像及びそれを達成するための基本的な施策の方針を定め

るものです。

(2) 基本計画

基本構想に定めた施策の方針に基づき、各分野の施策を体系的に示すものです。

(3) 計画の期間

平成18年度(2006年度)を初年度とし、平成27年度(2015年度)を目標年度とする10か年とします。

4. 将来の見通し

(1) 人口

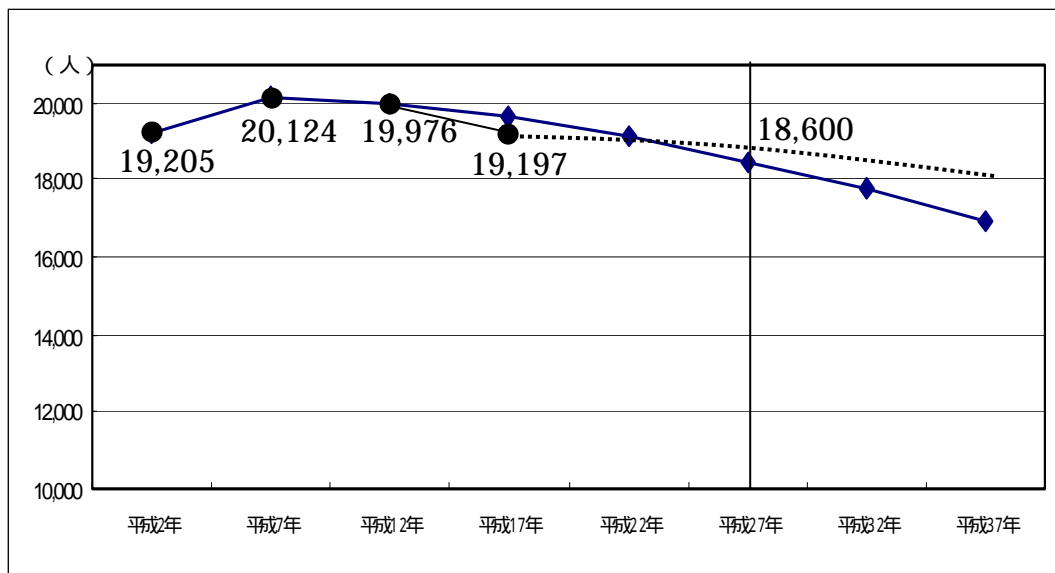
三春町の人口は、国勢調査の人口推移をみると、平成2年から7年にかけては、郡山市近郊の住宅地として人口が増加していましたが、その後は人口減少に転じています。今後も人口が減少するものと推計されていますが、平成17年における人口について、平成7年と平成12年の国勢調査から推計した人口よりも、人口減少が大きかったことが心配されます。

全国的にも人口減少時代に移り変わりつつあり、高齢化社会への急速な進展、コミュニティの喪失など、これまで表面化されなかった様々な問題が発生するのではないかと懸念されています。

三春町においても定住化を促進し、人口減少に歯止めをかけていくことが重要となっており、若年層の人口減少や少子化対策が課題であると考えます。

このような状況を踏まえ、人口増加の施策を展開することとし、第6次長期計画の目標年次(平成27年)における人口を18,600人程度と想定します。

表1



国勢調査による数値。ただし、平成17年については速報値。

平成7年と12年の国勢調査から推計した将来人口の推移。(財)統計情報センター)

… 平成27年の人口を18,600人と想定した場合の人口推移のイメージ。

(2) 財政

現状と課題

町では、ここ十数年にわたり多様化する行政需要への的確な対応と「三春らしさ」を実現するまちづくりのため、さまざまな事業を実施してきました。

公共下水道の整備など、将来のあるべき姿を展望した長期的な観点から借入金による事業を実施してきました。

その結果、予算に占める借入金の返済額は年々増加を続け、財政を悪化させている大きな要因となっています。

このため、平成9年度から財政の健全化に向けた取組みを始め、平成16年度からは「第2次行財政改革大綱」の制定等、財政再建に努めているところです。

一方、国と地方の税財政改革いわゆる「三位一体改革」により国庫支出金制度や地方交付税制度は大きく変わろうとしています。未だ改革の到達点が見えておりません。今後の状況によっては、町の財政再建に大きな影響を与えることにもなります。

今後の見通し

短期的には平成16～18年度までの「財政構造改革プログラム」の着実な実施により、借入金を120億円まで削減することを目標としています。これにより平成20～21年度に想定される借入金の返済ピークを抑え、基本的な行政サービスに要する財源を確保します。

しかし、今後の地方交付税制度改革の動向によってはさらなる地方交付税の削減が行われる可能性もあることから、引き続き厳しい財政運営を迫られます。

長期的には平成27年度普通会計における借入金残高を約80億円程度まで圧縮することを目標とします。

これにより、今まで蓄積してきた社会資本を有効に活用し維持するための財源と新たな行政需要に対応するための最低限の財源を確保します。

町が将来にわたって自主自立のまちとして発展し続けるためには、効率的な行財政運営を行うことが重要であり、そのためには、国に財源の多くを依存する現状から自ら財源を生みだせるよう財政構造改革を進め、しっかりとした財政基盤をつくる必要不可欠です。

平成27年度までの歳入歳出及び町債残高に係る財政見通しは次のとおりです。

表 2

< 歳入 > (単位: 百万円)

年度	H13	H16	H18	H22	H27
町 税	1,677	1,703	1,604	1,561	1,546
地 方 交 付 税	2,628	2,118	2,051	1,915	1,664
分担金等及び使用料等	388	395	414	382	345
国 県 支 出 金	737	654	412	357	355
そ の 他 の 収 入	851	1,636	1,026	804	754
町 債	1,591	718	309	500	500
歳 入 合 計	7,872	7,224	5,816	5,519	5,164

分担金等及び使用料等には分担金、負担金、使用料、手数料が含まれる。

その他の収入には譲与税、交付金、繰入金、繰越金財産収入、寄附金、諸収入が含まれる。

< 歳出 > (単位: 百万円)

年度	H13	H16	H18	H22	H27
人 件 費	1,499	1,364	1,344	1,238	1,142
扶 助 費	291	395	438	474	523
公 債 費	1,815	1,431	1,221	1,169	956
物 件 費	933	882	910	773	630
補 助 費 等	818	755	863	774	744
繰 出 金	351	419	462	501	553
そ の 他 の 経 費	208	234	247	240	266
投 資 的 経 費	1,708	1,452	281	300	300
歳 出 合 計	7,623	6,932	5,766	5,469	5,114

その他の経費には維持補修費、積立金、投資・出資金・貸付金が含まれる。

表 3

町債残高

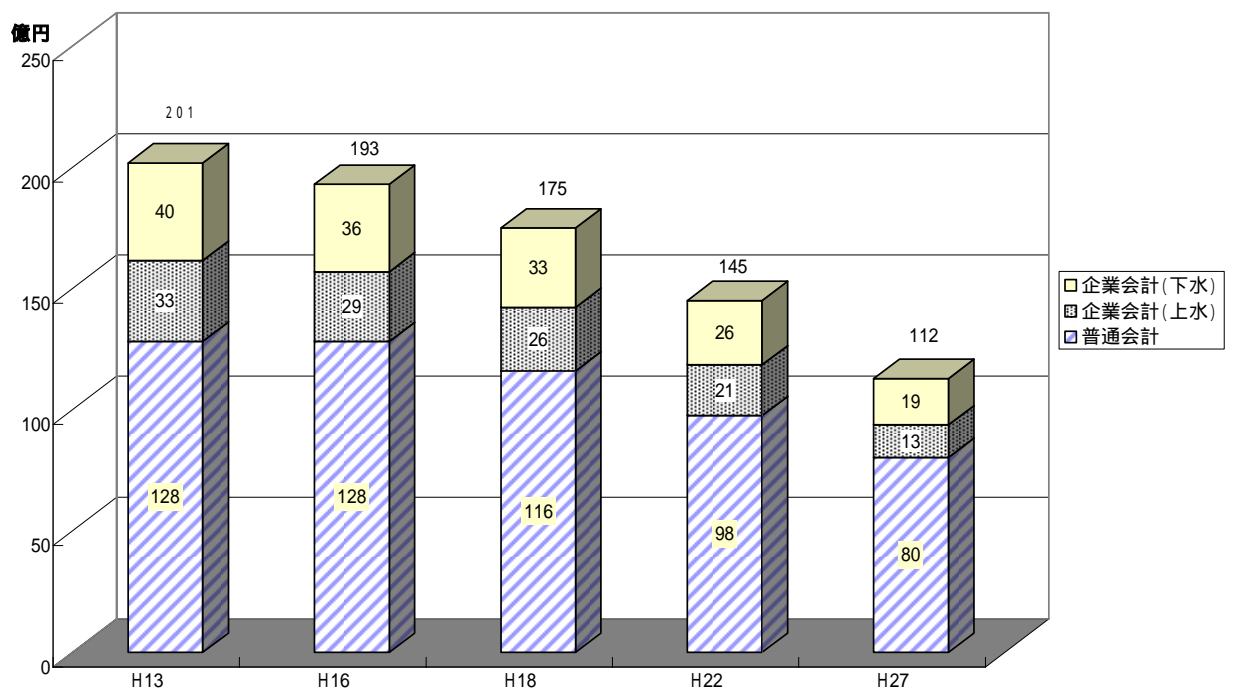


表 2 及び表 3 について

○今回の試算については以下の前提条件により行っています。あくまでも現時点での試算であり、前提条件が変われば試算結果はおのずと変更されるものです。

○なお、国の制度、将来人口、その他の要因により前提条件が変更となった場合は、出来るかぎり早い時期に再試算を行うものとします。

<前提条件>

(歳入)

- ・ 町税は将来人口推移から納税者数を推計し、併せて過去 5 ㇿ年の収入実績を基に試算しています。
- ・ 地方交付税は今後の改革の中身が極めて不透明ですが、現在の動向から更なる削減が行われるものと想定し、削減額は平成 23 年度まで徐々に削減され、最終的には 15%の削減になるものと想定しています。
- ・ 国県支出金はこれまでに行われた補助金制度の改革については試算に反映していますが、今後の改革の中身が不透明であるため、現在の運営費的な補助金については将来人口推移と過去 5 ㇿ年の収入実績を基に試算しています。ただし臨時的投資的補助金は計上していません。
- ・ 町債は毎年 5 億円の借入を行うものとして試算しています。また、臨時財政対策債は平成 18 年度で終了となりますが、これに代わる制度が継続されるものとして試算しています。

(歳出)

- ・ 人件費は定員適正化計画を基に試算しています。
- ・ 扶助費、物件費、維持補修費及び繰出金は過去 5 ㇿ年間の支出実績を基に試算しています。
- ・ 補助費等は一部事務組合負担金、上下水道事業への償還利息を計画により推計し、また、その他の負担金、補助金は過去 5 ㇿ年間の支出実績を基に試算しています。
- ・ 投資的経費は一律 3 億円で計上しています。

(3) これからの三春町の 10 年

このように、少子高齢化や人口減少、そして厳しい財政運営を迫られることは避けられそうにありません。こうした状況に対処するためにも現状をしっかりと受け止め、将来をきちんと見据え地に足の着いたまちづくりを進めていく必要があります。

三春町には、これまで受け継いできた有形・無形のすばらしい財産が数多くあります。これからの 10 年間は、限られた財源の中でまちづくりを進めていかなければならないため、町に潜在している資源を見つめ直し、まちの歴史・文化、豊かな自然環境や特性を活かしながら「住みたい」、「住んでよかった」と思われるように、町の魅力を高めていくことが重要になってきます。魅力あるまちづくりが町の活性化につながり、ひいては人口減少対策につながるものと考えます。

そして、厳しい財政状況であるという共通認識のもと、町民、議会、町(執行機関)それぞれがこの計画に対する理解と認識を深め、協働によるまちづくりを一層確かなものにしていく必要があると考えます。

知恵と工夫と協働により、魅力あるまちづくりが求められているのです。

第 1 編

基 本 構 想

第1編 基本構想

第1章 基本理念

三春町は、美しく豊かな自然の恵みと、歴史、伝統、文化を地域の財産として永く継承し、三春らしさを大切にしながら、町民の生活を考えたまちづくりを進めてきました。

こうしたこれまでのまちづくりを受け継ぎ、そして発展させ、地域の均衡がとれたしっかりとしたまちづくりを進めます。

まず、安全安心をまちづくりの重要な基盤としていきます。また、現在の地方自治のあり方や生活のあり方を見つめ直し、自主自立のまちづくりや継続し発展しつづけるまちづくりの実現を目指します。

1. 安全安心なまち

私たちの生活は、安全安心のうえに成り立っています。

生命や財産の危険がなく、安全に暮らせるからこそ、そこに安心が生じます。そして、安心して暮らせるからこそ、生活を楽しむことができます。

すべての人々が、安全で安心して暮らせるまちを築いていきます。

2. 自主自立のまち

地方分権が進み、自治体が自ら考え、必要な事業を行い、その責任を自ら負う分野が拡大しています。また、町民のニーズが多様化するなか、町民や地域の視点に立ったまちづくりが求められています。

このような状況の下、三春町の規模だからこそ、地方分権時代にふさわしい政策づくり、きめ細かい福祉の実現が可能になるものと考えます。

そして、町民、議会、町それぞれが責務を主体的に果たし、協働という視点で自分たちが暮らす地域のことを考えていく必要があります。

「住民自らが考え、自らが決め、そして自らが責任を持って実行する」という自主自立の実現に向け、自分たちのまちに誇りと愛着が持てるまちづくりを目指します。

3. 継続発展するまち

少子高齢化が進み、生産人口の減少や地域活力の低下など、町民生活への影響が切実な問題になってきています。

また、これまでの資源やエネルギーの大量消費による急激な経済発展が、環境問題やエネルギー問題などを引き起こしてきたため、省エネルギーや循環型社会への取組みが進められるようになってきました。

私たちは、これらの問題を受けとめつつ、これまでの元気で活力ある地域社会やうつくしい自然環境をずっと守り育てていきます。

第2章 まちづくりの目標

基本理念にしたがい、町の将来像を

「豊かな自然の恵みや歴史と文化を守り伝え、協働により発展しつづける町」
とします。

そして町の将来像の実現に向けて、以下の5つをまちづくりの目標として、各分野の施策を進めていきます。

1. だれもが暮らしやすいまちづくり

暮らしやすさということ効率性、利便性のみならず、人と人との交流や安らぎといった精神的な視点でも考えていきます。また、年齢、価値観、ライフスタイルによっても暮らしやすさに対する考えは異なってくることから、幅広い視点で考えていきます。

若者の定住促進は、少子高齢化の中、地域の活力を維持するために、これからますます重要になってきます。若者にとって、暮らしやすく魅力のあるまちづくりが重要課題となっています。

三春町は自然豊かな環境の中、市街地の魅力、農村の魅力が同居する町です。

その魅力を高め、暮らしやすさを向上させるために、各種プロジェクトを展開してきました。さらに、その方向性を伸ばし、子どもからお年よりまでが地域に誇りと愛着を持って、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

防災・災害対策（災害に強い地域づくり、災害に対する備えの充実、桜川河川改修事業）

災害を未然に防ぎ、災害から町民の生命や財産を守ることは町の重要な責務です。これまでも大雨によるがけ崩れや浸水被害が発生していましたが、最近も天候の急変による大雨被害が多くなっています。これまで以上に危険区域を考慮した土地利用のあり方や的確な災害予測などが重要となっています。このため、万一の災害に備えて、消防団や自主防災会との連携や地域ぐるみの防災活動の定着を図り、災害に強い町を目指します。

また、浸水被害のない安全な地域づくりを進めていくために、河川改修の促進を関係機関等へ働きかけていきます。

災害が発生した場合には、速やかな対応を図り、災害後の円滑な復旧が図れるよう努めます。

交通安全・防犯対策（交通安全対策、防犯対策）

交通事故を防止し、安全・円滑かつ快適な交通環境を確立するため、関係機関や交通安全協会と一体となって、交通安全施策の実施を推進します。

また、犯罪防止のため、関係機関、防犯協会、地域の連携により防犯体制の充実に図ります。

上下水道の整備（水の安全・安定供給、上水道の整備、公共下水道の整備、浄化槽の整備）

上水道、下水道は、快適な生活を行う上で、必要不可欠なライフラインです。安全でおいしい水の提供や潤いのある水環境の実現を目指して、整備が進められています。また、安心して自然水が利用できることは貴重な財産であり、その環境を守ることも重要であると考えます。

上水道については、水の安定供給の観点から老朽管の更新に重点を置いて、計画的な整備を目指します。

下水処理については、集合処理、個別処理の組み合わせにより、長期的な展望で計画的に推進します。

道路・交通網の整備（幹線道路の整備、生活道路の整備、都市計画道路の整備、公共交通システムの構築）

移動手段として自動車への依存度は高く、道路は町民の生活を支える重要な社会基盤です。

幹線道路網の整備は、地域間の交流を促進し、産業の振興や町民の生命や身体を守るための救急医療活動、緊急時の災害活動にも大きな影響を与えるものです。広域的な視点で、高速交通網や公共交通機関との連携を重視した幹線道路の整備と充実を図ります。

生活道路については、地域住民の協力により、生活の利便性の向上や安全の確保を図るとともに、維持管理に努めます。

高齢者等の交通利便性の確保や自然環境への負荷の軽減を図ることからも、公共交通の連携強化や利用促進を図るとともに地域特性に合わせた公共交通システムの構築を図ります。

情報通信基盤の整備（高速インターネット利用可能地域の拡大、携帯電話の不通話地域の解消）

情報通信技術の急激な進展により、インターネットや携帯電話が急速に普及し、いまや経済活動や社会生活を営むための重要な社会基盤のひとつになっています。特に若い世代にとっては、無くてはならないものになっています。

町内のどこにおいても、高速インターネット接続サービスや携帯電話サービスが利用でき、地域格差のない情報通信環境が整うよう努めます。

住環境の整備（ゆとりある住まいづくり、住環境の整備、町営住宅管理事業）

住宅政策を地場産業の育成というまちづくりの視点で捉えるとともに、ユニバーサルデザイン（ 1 ）や環境に配慮し、景観の重要な要素として取り組んでいきます。2世代、3世代が一緒に暮らすことができるなど、ゆとりある住いづくりが望まれており、地域の特性に対応した住宅としてその推進に努めます。

また、まとまりのある住宅地の形成に努め、住宅地と住宅地を結ぶ軸の形成を図

るとともに、必要な生活基盤整備を計画的に進めます。さらに、周辺の景観や自然環境と調和した住環境の整備が図られるよう誘導していきます。

町営住宅は、民間賃貸住宅の市場状況や、真に町営住宅を必要とする人の状況を把握し、多様性、柔軟性のある施策を展開していきます。既存住宅の適正な維持管理に努めるとともに、建替えが必要な町営住宅については、これからの高齢化社会に配慮した住宅を計画的かつ合理的に供給します。

- 1 ユニバーサルデザインとは、障がい者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などを考えること。

田園生活空間の提供（田園環境の保全、UJI ターン推進事業）

自然環境への意識の高まりやゆとり・安らぎといった心の潤いを求めるなど、人々の価値観の多様化が進んでいます。そして、都会から自然豊かな農村で暮らすことへの憧れが高まっています。

こうしたニーズに対応し、農村の持つ美しい自然、おいしい水、きれいな空気といった農村の持つ魅力を最大限に利用し、田園生活空間の提供を進めます。

魅力ある市街地の形成（中心市街地活性化事業）

中心市街地では、裏山の緑を風致地区に指定し、景観に配慮した街路整備とそれに伴う店舗等の建替えによる街並み整備や交流館を中心とする交流・情報核の整備を進めてきました。

さらに中心市街地の魅力を高めるため、商業の拠点づくりに取り組むとともに、生活に潤いと安らぎをもたらす公園や広場を大切な交流空間として捉え、その形成に努めます。

また、桜川河川改修による水辺の景観形成や街づくり協定(2)の推進によって、町民とともに美しい街並みの保全に努めます。

- 2 街づくり協定とは、美しく住みよい地区にするために、地区ごとに話し合いを重ね必要な事項を申し合わせること。

2. 夢をもち豊かな心が育つまちづくり

地域のよさに気づくことによって地域への愛着が深まり、その中で夢が育っていくものと考えます。そういったことが次の世代に受け継がれ、地域の財産となっていきます。

まちづくりは人づくりからとも言われ、人材育成の重要性が認識されています。

まず、子どもを安心して生み育てられる環境を整え、子どもが健やかに育つよう、子育ての支援や子育てしやすい環境づくりを推進します。

また、学校、家庭、地域が連携を図り、次の時代を担う子どもたちが心豊かに育つよう努めます。

そして、自主的な生涯学習活動への支援や人と人との交流活動への支援を通して、一人ひとりがいきいきとし、地域もいきいきするまちづくりを進めます。

子育て支援（子育て支援の充実、乳幼児医療費の助成、乳幼児育成支援事業）

少子化が急速に進行していますが、少子化の原因としては、晩婚化、未婚率の上昇、子育てに対する負担感などが考えられ、さらに進行することが心配されます。

この傾向を改善するためには、子どもを安心して生み育てられる環境を整えることがまず必要です。子どもが健やかに育つことを支えるのは、社会全体の責務と考え、子育てに悩む養育者の相談窓口の充実などにより子育ての負担を軽減し、育児を楽しめるような環境を整備することが不可欠です。

そのためには、地域・学校・企業・行政がそれぞれの役割を担いながら、「地域の子どもは地域で育てる」という共通認識の下に、子育て支援を進めます。

幼児教育の充実（幼稚園・保育所の一元化の推進、ニーズに対応した幼稚園・保育所の運営）

幼稚園・保育所の一元化と就学前教育・家庭教育の充実を図るため、子育て支援センターを設置してきました。保護者のニーズに合わせた保育サービスの実施、乳幼児や障がい児保育等に対応した保育所・幼稚園の運営を推進するとともに、少子化を踏まえた定数の検討なども進めていきます。

学校教育の充実（学校教育の充実、小・中学校の再編（統廃合）と跡地（施設）利用の検討、学校・地域における子どもの安全対策）

いじめ、不登校、虐待、不審者による被害、犯罪の低年齢化など、子どもたちを取り巻く環境は年々厳しくなっています。

子どもの安全な生活を確保し、子どもの豊かな成長を促す教育環境整備に努めます。保護者、学校、関係団体と地域ぐるみで子どもの安全に取り組むとともに、生命の尊重、自立心、自己責任など、基本的なルールが身につくよう支援します。また、子どもの地域における活動の充実を図ります。

町では、子どもと教師の夢が共に育つ学校づくりを進めてきました。「三春に暮らす児童・生徒の一人ひとりが自分の将来に対して、喜びと生きがいのある人生を主体的に創造する力を備え、地域に信頼され、ひいては、国際社会に貢献できるような人材に育つよう支援する。」ことを基本方針として、学校教育を推進します。

また、一貫した教育指導や生活指導ができるよう、小学校と中学校の連携による教育を図ります。

さらに、少子化時代における学校規模と教育効果について研究を進めます。

校外学習の充実（児童館活動の充実、地域子ども教室の実施）

子どもたちが、放課後や休日の自由な時間を充実して過ごせるよう、児童館での取組みを展開してきました。これからも保護者のさまざまな要望に応えられるよう、柔軟な取組みを進めます。

また、地域が一体となって子どもたちを見守ることのできる環境をつくることが求められています。子どもたちが、地域の中で、安全に過ごすことができ、健全な心が育つよう、地域のボランティアと一緒に取組んでいきます。

青少年の健全育成（青少年問題協議会の充実、児童相談・要保護児童対策）

次代を担う青少年の健全育成は、少子高齢化、情報化、国際化が進んでいることや青少年を取り巻く環境が年々厳しくなっていることなどから重要性を増しています。

明るく健全な環境をつくるために、地域社会が一丸となって社会活動を促進することが必要です。青少年の健全育成に関わる相談業務を推進するために関係機関との連携を一層強化します。

文化・生涯学習・交流の推進（生涯学習事業の推進、交流館事業の推進、国際交流事業の推進、町内外の交流の推進）

交流館を拠点とし、人・物・情報の交流の場を提供して、町民の芸術文化、学習意欲、展示活動の向上を図るとともに、生涯学習施設を活用し、町民の多様なニーズに対応した生涯学習機会の提供を推進します。

また、町では、地域に根ざした都市交流、国際交流を進めてきており、これからも、交流を通して相互理解が深まり、実りのある交流が続くよう支援していきます。

スポーツの振興（総合型地域スポーツクラブの設立、体育施設の適切な管理運営）

誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる総合的なスポーツクラブの設立に向けて取り組めます。また、スポーツを通して心身ともに健全な人間を育成するための活動の機会と場の充実を図るとともに、適切な施設の管理運営を進めます。

男女共同参画の推進（男女共同参画条例・男女共同参画プランの策定）

各種委員会の委員への女性の登用など男女平等の実現に向けた取組みが進められてきましたが、なお一層の努力が必要とされています。

少子高齢化の進展など社会の変化に対応するため、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が望まれており、その思想が地域に定着する取組みを推進します。

3. 元気で健やかに暮らせるまちづくり

だれもが、住み慣れた地域で長生きしたいと願っており、いかに健康で生活できる期間を延ばすかが重要なテーマです。

その実現のために、保健・福祉・医療は、大きな役割を担っています。福祉施策は、少子高齢化の急速な進行やライフスタイルの多様化などにより制度の改革が進んでいます。

高齢化の進行や生活習慣病の増加などに伴い、保健事業の果たす役割はますます大

きくなっています。乳幼時期から高齢期に至るまで各年齢に応じた健康づくりや生活習慣病の予防、介護予防を推進します。

それを支える医療機能の充実も課題であり、町内の医療機関の連携や救急医療への対応など地域医療体制の整備を図ります。

高齢者にとって住みやすい環境を整えるため、ユニバーサルデザインの採用とバリアフリー化を推進します。また、引きこもりがちにならないような体制づくりや交流の場の提供を推進します。

健康づくりの推進（訪問・健康教育の充実、健康づくりの推進、受診しやすい検診体制づくり、介護予防の推進、食生活改善への支援）

生活習慣病の発病を予防する「一次予防」に重点を置き、「健康は自らつくるもの」という考えを基本として、地域ごとに数値目標を掲げて意識を高めるなど、地域ぐるみの健康づくり活動を主体に健康管理の支援や保健サービスの充実を図ります。

地域医療の充実（町立三春病院設置事業、保健・福祉・医療の連携強化、国民健康保険事業の推進、老人医療費の適正化対策）

町民に良質な医療を提供し、地域の安心感を高めるために、地域における病院機能を保持し、地域の保健・福祉・医療の連携強化を図っていきます。

また、国民健康保険や老人医療については、医療費の適正化対策に努めていきます。

地域福祉・社会福祉の充実（社会福祉協議会への支援、民生児童委員への支援、まちづくり協会保健福祉部会との連携強化、福祉団体等の育成）

わたしたちの身の回りには、さまざまな悩みや不安を抱えていて、何らかの支援を必要とする人がいます。町の支援だけでなく、同じ地域に暮らす住民同士の出会いや支え合いの関係が必要です。そして、みんなで力を合わせる相互扶助の考え方が重要です。

町民一人ひとりが自立した生活を送ることができるよう、地域の人々や町、民間の福祉サービス事業者、ボランティア団体等が力を合わせ、地域で支え合う地域福祉の仕組みづくりを進めます。

高齢者福祉の充実（敬老園改修と運営の見直し、在宅福祉サービスの充実、介護サービスの充実、敬老会の充実、高齢者の生きがいづくり）

高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を生かす機会の確保や社会への参加を支援し、生きがいをもって生活できる社会づくりを進めます。

また、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう在宅福祉を柱とした取組みを進めます。

介護の悩みと老後の不安を軽減し、できるだけ長く住み慣れた環境での生活ができるよう、町の創意と工夫をこらした取組みを行います。

障がい者福祉の充実（障がい者自立支援対策、障がい者のための給付・サービス事業の充実、障がい者福祉団体への支援）

障がい者や障がい児が社会活動に自主的に自由に参加でき、家庭や地域のなかで安心して生活を送ることができるよう、各種サービスの提供体制の充実や、障がい者がサービスを利用しやすいように情報提供を進めます。

また、障がい者の自立支援のための体制整備と併せ、福祉団体への支援を進めます。

4. みんなで築くつながりのあるまちづくり

三春町は、町民参加のまちづくりを基本とし、人と人との交流を大切にしてきました。しかし、人と人との交流が次第に少なくなり、地域のコミュニティが薄まりつつあるのではないかと懸念があります。また、家庭という視点で考えても、核家族化が進んで同居家族が少なくなり、家族の結びつきも弱まってきているのではないかと不安感があります。

このような中、地方分権、市町村合併が進み、地方自治体は自立できるまちづくりが求められています。自主自立の実現を目指すためには、協働によるまちづくりが不可欠であることから、人と人との結びつきを強め地域のコミュニティの活性化を図ります。

また、周辺自治体との役割と機能を分担しながら、広域的な取組みを進めます。

協働によるまちづくり（まちづくりへの参画の推進、参加する仕組みづくり）

協働を実現させるためには、隣組の付き合いや世代間の交流が重要となります。みんなで参加するという地域の連帯感を築き、特に、若い人や女性のまちづくりへの参画などが求められます。そのためには、参加できる、参加する人をひきよせる場をつくることが重要です。そして、三春町町民自治基本条例が定着し、町民として何をすべきか、自分たちでできることは自分たちですという意識をもち、個人がやるべきこと、地域がやるべきこと、行政がやるべきことが理解され、協働によるまちづくりの実現が図られるよう取り組みます。

ボランティア活動への支援（まちづくり協会活動への支援、ボランティア活動への支援）

町民の活動を活発化させ、町民との協働を推進するために、ボランティアやNPOの育成・活動支援を図ります。

これまでもまちづくり協会は、協働を実現するための先導的な役割を担ってきましたが、各まちづくり協会独自の目標の設定や施策を実施し、さまざまな人が参画できる仕組みづくりなどにより、さらに活発になっていくよう支援します。

情報の共有化（積極的な情報の公開、広報の充実、情報通信技術の活用、防災行政無線の受信状況の改善）

まちづくりを進めるうえで、情報の共有化は欠かせないものです。情報通信技術の活用を図ることにより、交流や連携が一層深まり、町民の利便性が向上することが期待されています。

個人情報の保護に留意し、積極的な情報発信や情報公開を進め、情報共有化の充実を図ります。

防災行政無線については、受信状況が悪い地域の改善と内容の充実を図ります。

広域行政の推進（広域行政の推進、国・県との連携強化）

町民の生活圏がより広域化していることや事業の効果や効率を考え、消防や廃棄物処理などを中心に、今後も周辺自治体との連携・協力体制を進めます。また、国や県についても密接に連携・協力をとりながら、まちづくりを推進します。

5. 地域の特性と資源を活かした活力あるまちづくり

産業は、私たちの生活を支えるための重要な基盤です。産業の振興は、私たちが安心して暮らせることや、若い世代にとって魅力ある地域づくりに必要なものであり、地域における「ひと」「もの」「情報」「歴史」「文化」「景観」などを活用し、循環させる考え方が大切です。

「ひと」については、地域を担う人材の発掘や育成が課題です。特に、農業、商業の振興を考えた場合には、担い手への支援が重要となってきます。

また、「もの」については、地域内で生産されたものを地域内で消費する地産地消の考え方が重要となってきます。

三春町には、歴史、文化、街並みなど魅力的な資源がたくさんありますが、これらの資源が十分活用されているとは言えません。そのため、他方面からも高く評価されている魅力的な資源を磨き上げ、観光客や定住を希望する人の流入を促進します。

既存資源を有効に活用するという考え方に加え、循環型社会という視点で、環境に配慮したまちづくりを進めます。

農林業の振興（農業経営基盤の強化、地産地消の推進、環境保全型農業の推進、森林資源の活用）

農業は、新鮮で安心安全な農産物の安定供給ばかりでなく、豊かな景観の形成など、潤いのある生活空間や自然と調和したまちづくりを支えるうえで重要な役割を担っています。

しかしながら、その農業を営むためには「集落の力」と「まとまり」が必要です。担い手の高齢化や農産物価格の低迷などから遊休農地が増加するなどさまざまな問題を抱えていますが、現在積極的に取り組んでいる中山間地域等直接支払制度により担い手農家を中心とした集落営農をさらに推進し、農業が本来保持する役割と機能の増進を図ります。

さらに、農業の基本は「土づくり」にあり、平成17年から稼動した堆肥センターの利活用を一層進める必要があります。町内関係組織や農業者、町等が連携して堆肥の利用による有機農業を推進し、地域の大切な資源である農地の活用により、新鮮で安全な農産物の生産を行うとともに、町内の直売所等を中心として地産地消の推進を図ります。

また、農産物の付加価値を高めることも、今後の農業振興に必要な方策であり、その組織化や具体化について検討します。

林業については、木材の供給だけでなく、水源のかん養、地球温暖化防止など、その役割は極めて重要です。こうした観点から、地場産木材の利用促進を通して森林資源の活用を図るとともに、その重要性が理解されるような取組みを推進します。

工業の振興（積極的な企業誘致、立地企業への支援）

若年層の人口流出の抑制や U・J・Iターン（3） の促進を図る意味でも、安定した雇用の場を確保するため、町内立地企業の発展や新たな企業進出は重要です。町内の工業団地は、交通アクセスの利便性に恵まれていることや地盤が堅固であるという優位性を持っています。今後もこのような優れた立地条件を積極的にPRし、関係機関との連携を図りながら企業誘致を推進します。

- 3 Uターンとは、故郷に戻って就職することをいい、Jターンとは、故郷まで戻らず途中の地方に居住を移すことを指す。また Iターンとは故郷以外の地方へ居住を移すことをいう。

商業の振興（魅力的な商店街の形成、担い手への支援）

車社会の進展や近隣地域への大型小売店の相次ぐ出店などにより、既存商店街を取り巻く環境は厳しい状況にあります。このような傾向から、中心市街地の空洞化が懸念されるため、ひと・もの・情報が集まる拠点づくりや、空き地への店舗集積と賃貸借住宅の整備、地域商業と地域農業の連携によるイベント開催など、活力ある中心市街地に向けた個性的な取組みを行ってきました。

今後もこのような取組みを継続するとともに、意欲ある商業の担い手への支援策の展開や、大型店にはない触れ合いのある店舗がある、歩いて楽しい魅力的な商店街の形成を図ります。

観光の振興（通年型観光の推進、観光PR活動の推進）

滝桜の開花時期を中心に町にはたくさんの観光客が訪れます。町内の城下町特有の風情を残した地域資源を活用し、街中への誘客を推進します。そして、全町的な通年型の観光による町の活性化を目指します。

そのためには、町民一人ひとりが観光客へもてなしの心で対応し、一流の観光地に相応しい受け入れ態勢を確立することが重要です。

また、観光地としての魅力を高めるために、地域ブランドとしての特産品や美味しい食べ物などの情報発信や積極的な観光PRについても関係機関と連携しながら進めます。

さらに今後は、田舎暮らしや農業との触れ合いを求める観光ニーズが高まることから、体験型、滞在型観光への取組みを進めます。

環境・リサイクルへの配慮（循環型社会形成の推進、省エネルギー・自然エネルギー取組みの推進、環境美化意識の向上）

私たちの暮らしは少なからず環境に影響を与えているため、環境負荷の少ない取組みが重要となっています。限りあるエネルギーを有効に利用することは、次の世代の子どもたちにより良い環境を引き継いでいくことにつながります。環境に配慮した町を目指すため、省エネルギーや自然エネルギーの取組みを推進します。

町では、ごみの分別収集に取り組み、リサイクルに力を入れてきました。廃棄物発生抑制の広報活動の推進、資源物回収体制の改善・整備など循環型社会形成のための基本システムを整備します。

また、散乱ごみの回収、不法投棄への厳格な対応など環境美化の向上に努めます。

歴史・文化の継承（歴史的・文化的資源の活用、伝統文化の継承）

三春町は、城下町の風情を残し、歴史・伝統・文化が息づく町です。

先人たちが築き上げた伝統文化を継承し、寺社、城跡などの趣ある歴史的・文化的資源の保護を図るとともに、これらを活かした取組みを進めます。

良好な景観の形成（景観計画の策定）

町では、多彩な歴史的、文化的伝統と恵まれた自然環境を活かした美しい歴史公園都市づくりを進めるために景観の保全や整備を行ってきました。景観を貴重な財産として、これからも町全体の景観を守り育てていきます。

土地利用の検討（地域で進める総合的な土地利用計画事業）

土地は、現在及び将来における町民のための限られた貴重な資源であるとともに、生活や生産のための共通の基盤です。そのため、町全域において、町民とともに計画的な土地利用や望ましい土地利用について検討を深め、それに沿った取組みを推進します。